



国保からのお知らせ

国民健康保険被保険者証が更新されます

平成29年度の保険証の色は、

- ・一般被保険者の方↓緑色
- ・退職被保険者の方↓青色

です。新しい保険証は、3月末までに世帯主あてにお送りしますのでご確認をお願いします。有効期限が過ぎた保険証は、各自で処分をお願いします。

一部負担金の減免制度について

四十万十町国保では、特別な事由により、医療機関等で支払う一部負担金の支払いが一時的に困難になった場合に、一部負担金の減免または徴収猶予できる制度があります。

次の事由に該当される場合は、必要書類を添えて申請してください。

【特別な事由】

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けた者
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少した者
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した者

【減免条件】

- ・特別な事由①に該当するとき
資産の損害割合が10分の3以上であり、世帯の前年度の合計所得金額が1千万円以下であること。
- ・特別な事由②に該当するとき
収入見込額が平年の収入に比べて減少が見込まれ、かつ、療養期間における平均実収入月額が一部負担金平均月額と基準生活費（※）の合計より少ないと見込まれるものであること。

また、預貯金が生活保護基準の3か月以下であること。

必要書類

- ・国保被保険者証
- ・印鑑
- ・申請書（役場にあります）
- ・医師の意見書等
- ・通知カード若しくはマイナンバーカード等（マイナンバー（個人番号）の確認できるもの）
- ・特別な事由がわかるもの

また、すべての事由において、保険金などにより損害の補填等がなされているときは、その分を控除して減額及び免除率を決定します。

（※）基準生活費
生活保護基準額の1000分の110

・特別な事由③に該当するとき
療養期間中の収入見込額が療養開始直前の6月における収入に比べて減少が見込まれ、かつ、療養期間における平均実収入月額が一部負担金平均月額と基準生活費（※）の合計より少ないと見込まれるものであること。

また、預貯金が生活保護基準額の3か月以下であること。

後期高齢者医療のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までです。

国民健康保険とは有効期限が異なりますので、ご注意ください。

◆後期高齢者医療保険料の納付について

平成29年度の保険料は、7月に決定します。
現在、納付書または口座振替で納付いただいている方のうち、4月から特別徴収に変更となる方には、個別に通知いたします。

◆納付方法を口座振替に変更できます

・納付書払いの方
金融機関に通帳と届出印をご持参のうえお手続きください。

・特別徴収の方
金融機関で口座振替の手続きをされたあと、町役場に納付方法変更の届出をお願いします。

〔お問い合わせ先〕
町民環境課 ☎22-3117

見守り新鮮情報

パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまった。

電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。（60歳代 男性）

ウェブサイト閲覧中の二セの警告音にだまされないで！



ひとこと助言



- パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。
- 画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。
- 警告音や画面を消す方法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。

消費者ホットライン 188
日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ （保険税（料）が年金から天引きの方）

仮徴収について

平成29年度の保険税（料）は、町民税の課税状況が確定した後の7月に決定します。このため、4月・6月・8月については仮徴収として、平成29年2月に徴収した金額の同額を年金から天引きさせていただきます。

仮徴収			本徴収		
平成29年 4月	6月	8月	10月	12月	平成30年 2月

本徴収について

10月・12月・2月は、確定した年間保険税（料）から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きさせていただきます。

〔お問い合わせ先〕
国民健康保険税 税務課 ☎22-3116
介護保険料 健康福祉課 ☎22-3115
後期高齢者医療保険料 町民環境課 ☎22-3117